富山県の物品等調達に係る随意契約の実施（随意契約前の公表）

別紙１

　富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100条第２項第２号の規定により公表する。

　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　随意契約する事項

　(1) 購入物品等名及び数量

　(2) 購入物品等の規格、機能、性能等

　　　仕様書による。

　(3) 納入期限

　　　令和　年　月　日

　(4) 納入場所

　　　仕様書による。

２　契約の相手方の選定の基準及び決定の方法

３　この随意契約に参加しようとする者の申請方法

４　その他